

函館市監査公表第29号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年8月17日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

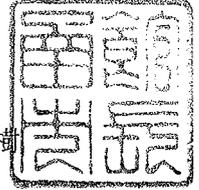


函 恵 地
平成30年 8月 2日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	恵山支所		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ <input type="text" value="その他（行政監査）"/>		
監査等実施期間	平成29年7月25日～平成30年2月26日	講評日	平成30年3月8日
調査対象事項名	本庁公用車集中管理以外の公用車の管理状況等について		
指摘事項, <input type="text" value="意見・要望事項"/>			
(1) 公用車の保有・管理状況について 車両の選定にあたっては、その仕様を十分検討すべきと考える。			
措置内容, <input type="text" value="対応・考え方"/>			
○ 保有するリース車両のうち、仕様の設定により契約金額が割高となっている車両については、平成32年5月のリース期間満了による更新時に、使用目的や経済性などを十分勘案した仕様に改めたいと考えております。			

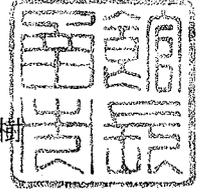


函 恵 地
平成30年 8月 2日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	恵山支所		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ その他（行政監査）		
監査等実施期間	平成29年7月25日～平成30年2月26日	講評日	平成30年3月8日
調査対象事項名	本庁公用車集中管理以外の公用車の管理状況等について		
指摘事項, 意見・要望事項			
<p>(2) 公用車の利用状況について</p> <p>5台以上の車両を配置する支所の中に、稼働日の4割を下回る車両を多数配置している状況があることから、配置台数を見直すべきと考える。</p>			
措置内容, 対応・考え方			
<p>○ 稼働日数が4割を下回っている車両につきましては、用途が限られた車両や故障により廃車を予定していた車両のため、使用頻度が低かったものです。</p> <p>○ 当支所では、これまでも公用車の統廃合により、配置台数の見直しを進めてきており、平成29年度にも、公用車1台を廃止したところでございます。今後も、使用頻度や経済性などを勘案し、台数の削減や車種の見直しを行うなど、適正かつ効率的な車両の配置に努めてまいります。</p>			